

意見書（医師記入）

たねのくにこども園 園長 殿

園児名

平成・令和 年 月 日生

病名「 」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

○医師が記入した意見書が望ましい感染症

病名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
風疹（三日はしか）	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、痂皮（かさぶた）化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
アデノウイルス感染症 （咽頭結膜熱、プール熱等）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳児以上の子どもは出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもでは、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎 （侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をこども園に提出してください。